

告示第252号

塩竈市事業者向け太陽光発電設備等設置支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年8月9日

塩竈市長 佐藤光樹

塩竈市事業者向け太陽光発電設備等設置支援事業補助金交付要綱

(設置)

第1条 市は、再生可能エネルギーの導入を促進することにより、温室効果ガスの排出削減を図るため、太陽光発電設備等を設置する事業者に対し、予算の範囲内において、塩竈市事業者向け太陽光発電設備等設置支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、塩竈市補助金の交付の手續等に関する規則（平成17年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗、倉庫等（当該建物等の敷地を含む。）をいう。
- (2) 市税等 塩竈市市税等滞納者に対する特別措置に関する条例（平成18年条例第36号）第2条第1号に規定に規定する市税等をいう。

(補助対象設備)

第3条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 太陽光発電設備 次に掲げる要件を満たし、新たに設置するもの。
 - ア 太陽電池による発電装置で、事業所への設置が適している公称最大出力1kW以上のもの
 - イ 系統連系電圧は低圧で、配線方法は余剰配線としているもの
- (2) 定置用蓄電池 次に掲げる要件を満たし、新たに設置するもの。
 - ア 太陽光発電設備と接続しているもので、容量1kWh以上のもの
 - イ 1箇所に固定して使用しているもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有する事業者（個人事業主を含む。以下同じ。）
- (2) 事業所に補助対象設備の両方又はいずれかを設置した事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 貸借の目的で補助対象設備を設置した者
- (2) 販売の目的で補助対象設備を付属する事業所を建築した者
- (3) 事業所と住宅を兼用する建物において、事業所部分の床面積が総床面積の2分の1未満の事業所を設置している者
- (4) 市税等を滞納している事業者
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 太陽光発電設備 太陽電池の公称最大出力1kW当たり30,000円を乗じて得た額(ただし、300,000円を上限とする。)
- (2) 定置用蓄電池 蓄電池の容量1kWh当たり30,000円を乗じて得た額(ただし、300,000円を上限とする。)

2 補助金の額の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象設備を設置後、塩竈市事業者向け太陽光発電設備等設置支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 塩竈市事業者向け太陽光発電設備等設置支援事業補助金交付対象設置確認書(様式第2号)
- (2) 市税等の滞納がないことを証明する書類。ただし、塩竈市事業者向け太陽光発電設備等設置支援事業補助金交付申請書の塩竈市市税等納付状況の確認において同意した者を除く。
- (3) 申請者の他に所有者がいる場合は、塩竈市事業者向け太陽光発電設備等設置支援事業補助金補助対象設備設置同意書(様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類。

(交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、塩竈市事業者向け太陽光発電設備等設置支援事業補助金交付等決定通知書兼額の確定通知書(様式第4号)により、不交付の決定をしたときは、塩竈市事業者向け太陽光発電設備等設置支援事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により速やかに申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者が指定する口座に補助金を振

り込むものとする。

4 補助金の交付は、補助対象者1人につき、第6条第1項各号に掲げる区分ごとに1回限りとする。

(財産の処分の制限等)

第8条 規則第21条第1項ただし書きに規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間とする。

2 規則第21条第1項に規定する市長の承認を受けようとする場合は、塩竈市事業者向け太陽光発電設備等設置支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第6号）により市長に申請するものとする。

3 前項の申請に対する承認又は不承認については、塩竈市事業者向け太陽光発電設備等設置支援事業補助金財産処分承認通知書（様式第7号）又は塩竈市事業者向け太陽光発電設備等設置支援事業補助金財産処分不承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

(4) 前条第3項の規定により財産の処分を承認したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年9月1日から施行する。